

平成22年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会提出予定議案
《 議 案 一 覧 》

【議 案】

○議案第1号 副広域連合長の選任同意について

○議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について

(公布の日から施行)

平成22年度及び平成23年度の保険料率を定めるため、また被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減及び所得の低いかたに対する被保険者均等割額の軽減について平成22年度以降においてもこれらの措置を継続し、適正に実施するために条例の一部を改正する。

- ・平成22年度、平成23年度の新保険料率
所得割率：6.83%
均等割額：36,800円
- ・被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減の継続
平成22年度以降においても、被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続する。
- ・所得の低いかたに対する被保険者均等割額の軽減割合の継続
世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の総所得金額等の合計額が33万円以下（具体的には年金収入80万円から168万円までの被保険者）のかたについては、本来被保険者均等割額を7割軽減としているが、平成22年度以降においても8.5割軽減の措置を継続する。

○議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について

(公布の日から施行)

後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を財源として、平成22年度以降についても被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減及び所得の低い方への保険料負担の軽減のための措置を継続するための経費を基金で適正に管理することを目的として、条例の一部を改正する。

平成22年度以降における以下の措置を継続するため、保険料に不足が生じるが、この不足分については、国から高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として交付される。これを基金に繰り入れて管理し、平成22年度以降においても軽減措置のため必要な財源に充てることができるように改正する。

- ・被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の9割軽減
- ・被保険者均等割額の9割軽減及び8.5割軽減

○議案第4号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

・補正額	△11,177千円
・補正後の予算額	190,308千円
・補正の主なもの	
(歳入)	
市町負担金の調整による減額	△21,814千円
前年度繰越金の確定による増額	10,505千円
(歳出)	
派遣職員人件費負担金の既決予算額の調整	△10,461千円
財政調整基金積立金の増額	5,392千円

○議案第5号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

・補正額	3,227,410千円
・補正後の予算額	162,827,303千円
・補正の主なもの	
(歳入)	
平成20年度市町負担金の確定に伴う精算による減額	△165,587千円

円滑運営臨時特例交付金（平成22年度保険料軽減措置分）の追加交付による増額

1, 179, 633千円

後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金（保険料軽減措置分）の増額

62, 075千円

前年度繰越金の確定による増額

1, 816, 528千円

第三者納付金（交通事故等）の増額

91, 389千円

(歳出)

後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金（平成22年度保険料軽減措置分）

1, 180, 133千円

後期高齢者医療事業運営基金への積立金（平成20年度保険料剰余金等）

1, 567, 306千円

平成20年度国庫支出金等精算返納金の増額

677, 186千円

○議案第6号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

・予算額

175, 167千円

○議案第7号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

・予算額

165, 617, 000千円